

説 明 書

畑中正好

2016/5/19

- ・ 目的 → 昨年と一昨年に確定した2件の政調費一部違法認容判決（一次訴訟7231万8741円、二次訴訟59万9873円の合計8591万8614円の違法を認容）を根拠にその後の支出の是正を求める。
- ・ 是正を求める内容 → それらの判決に基づけば、判決が対象とした年度に引き続いて、すなわち、H18年度以降の事務所費、事務費、人件費支出についても、按分割合を超える違法支出が容易に推認できる。従ってその是正。
- ・ 対象者 → H18年度～H24年度当時議員だった12現・元議員。
- ・ 違法支出の算出 → よって違法支出はH18年度以降も継続的になされていたことになる。H24年度までとしているのは、第一次訴訟の一審判決が言い渡された日の属する年度（言い渡し日H25年1月）。
- ・ 5年の時効問題 → ただ、5年の時効がある故に、法的に5年を超えた分の返還請求は困難。だから、5月以降H23年度分までしか返還請求できないことになる。しかし、例え返還請求が不可能だったとしても、血税を不当に利得したことに変わりがなく、議員としては道義的責任はあろう。
- ・ 知事への賠償請求 → 一次訴訟の一審判決を根拠に、返還請求できたし、すべきであったのにそれを怠ったから、その責めを負うべきである（判決言渡であるH25/1/29の2ヶ月の間には可能だったと見なして請求）。とはいえ、その時点でも、H20年度までの支出しかその責任が問えず、H18、19年度が不当に利得されたままとなり、追及できないが道義的にはその責任が問われるべきである。
- ・ 政調費支出金合計 → 約9093万円
- ・ 違法支出金合計 → 約5526万円
- ・ 返還可能違法支出金合計 → 10現・元議員約1380万円
- ・ 知事への賠償勧告分合計 → 12現・元議員約2452万円
- ・ 3件連結トータル（総数22現・元議員）
 - 政調費支出金合計 → 約1億6941万円
 - 違法支出金合計 → 約1億0991万円
 - 返還可能違法支出金合計 → 15現・元議員約2516万円
 - 知事への賠償勧告分合計 → 22現・元議員約5680万円

違法支出金等一覧表

	議員名	政調費支出 合計	違法支出金	返還請求不能 分 (H23年4月 以前)	返還請求可能 分 (5月以降 H23年度とH24 年度)	知事への賠償 分 (H20年度～ H23年4月)	基本按 分率等
1	尾崎太郎	7,804,000	3,972,250	2,369,333	1,046,250	1,819,333	1/2
2	谷洋一	9,089,905	6,155,442	4,500,710	1,654,732	1,804,487	1/3
3	中村裕一	4,188,445	1,595,181	1,158,405	436,776	702,639	携帯の み1/5
4	新島雄	7,213,901	4,866,016	2,896,928	1,969,088	2,505,775	1/3
5	花田健吉	3,268,500	2,301,951	2,028,126	273,825	440,500	1/3
6	藤山将材	15,300,989	7,938,100	5,606,002	2,332,098	3,599,752	1/2
7	前芝雅嗣	563,600	422,697	306,958	115,739	186,187	携帯の み1/4
8	松本貞次	9,908,271	5,012,196	5,012,196	0	3,294,912	1/2
9	町田亘	1,004,077	727,075	727,075	0	334,598	60%
10	向井嘉久藏	5,465,274	2,882,081	2,066,520	815,561	1,246,731	1/2
11	山田正彦	13,468,940	9,085,151	6,832,289	2,252,862	4,027,529	1/3
12	吉井和視	13,662,245	10,304,989	7,397,434	2,907,555	4,566,451	1/4
	小計	90,938,147	55,263,129	40,901,976	13,804,486	24,528,894	
1	井出益弘	4,930,240	4,225,918	2,635,336	1,590,582	1,929,119	1/7
2	小川武	9,881,138	4,940,565	4,940,565	0	3,489,626	1/2
3	大沢広太郎	7,543,987	6,847,193	6,847,193	0	5,240,529	1/5
4	尾崎要二	10,328,984	7,844,664	5,432,474	2,412,190	4,089,144	1/7人件 費全額
5	坂本登	9,309,177	3,870,143	2,729,233	1,140,910	2,094,923	3/4
6	下川俊樹	2,791,135	1,395,567	1,395,567	0	891,203	1/2
7	長坂隆司	12,483,810	9,362,856	6,436,419	2,926,437	4,799,230	1/4
8	野見山海	4,422,421	4,086,222	4,086,222	0	3,108,413	1/4人件 費全額
9	平越孝哉	4,688,863	2,518,878	2,518,878	0	1,894,982	1/2
	小計	66,379,755	45,092,006	37,021,887	8,070,119	27,537,169	
1	浅井修一郎	12,100,468	9,564,151	6,276,335	3,287,816	4,735,587	1/4事務所 費、人件費 全額
22	総合計	169,418,370	109,919,286	84,200,198	25,162,421	56,801,650	

(なお、浅井議員については提出日が3/29だったことから返還請求不可能期間等の期間がその他の議員らとは若干ことなる)